

最高裁判決を踏まえた生活扶助等追加支給に関する対応について

1. 経緯

平成25(2013)年から平成27(2015)年に国が生活保護費を引き下げたのは違法だとして、受給者が国と自治体を相手に減額処分の取消などを求めた訴訟における最高裁判決において、平成25(2013)年生活保護基準改定は、「物価変動率のみを直接の指標としてデフレ調整をすることとした点において、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又は乱用があり、生活保護法第3条、第8条2項に違反して違法」と判断された。

令和7年6月27日の最高裁判決では、「自治体による保護変更決定処分を取り消す。原告らの国に対する損害賠償請求を棄却する。」とされたことにより、国において検討された結果、新たな基準に基づく追加給付が行われることとなった。

2. 国から示された対応の方向性

①各種加算等の取扱い

- ・過去デフレ調整の適用があり、現在まで水準検証・改定が行われてない加算等（障害者加算等）は、平成25年改定後、再度の基準制定時点までを追加給付の対象期間とする。
- ・過去デフレ調整の適用があったが、その後、水準検証・改定が行われている加算等（母子加算、冬季加算）は、過去デフレ調整の適用があった期間を追加給付の対象期間とする。

②基準を適用するものの範囲

- ・死者の取扱いは、他の訴訟判決において、生活保護による給付を受ける権利は一身専属的とされていることを踏まえ、遺族等に対する給付は行わない。
- ・保護廃止者は追加給付の対象に含める。ただし、実務上の課題を踏まえ、本人による申出等、一定の関与を前提とする仕組みとする。
- ・外国人は、平等原則の観点から行政措置として追加給付の対象とする。

③当時の基準改定により保護の対象外となった方等の取扱い

- ・当時の基準改定により保護の対象外となった方の取扱や申請により却下とされた方の取扱については、実務上の課題を踏まえ本人から必要な証明がなされた場合に個別に判断する方法により対応する。

3. 自治体の役割

- ①支給事務の実施（体制の確保、システム改修、追加給付の決定・支給等）
- ②対象者に対する広報・周知

4. 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月 第1回定例会 補正予算提出

※システム改修費等

令和8年3月 システム改修実施、対象者及び追加給付額の精査開始

令和8年6月 第2回定例会 補正予算提出

※追加給付分、人件費（時間外手当分）、事務費等

令和8年8月 生活扶助費追加給付開始予定